

大学のキャンパス等に関する参考資料

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(1)

敷地について

【校舎等敷地】(大学設置基準第34条)

校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

【運動場】(第35条)

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

【面積基準】(第37条、第37条の2)

大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

校舎の面積は、1個の学部のみを置く大学にあっては、別表第三イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

施設について(1)

【校舎等施設】(第36条)

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ・学長室、会議室、事務室 ・研究室(専任の教員に対しては必ず備える)
- ・教室(講義室、演習室、実験・実習室等。学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備える)
- ・図書館、医務室、学生自習室、学生控室

このほか、

・校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

・校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(2)

施設について(2)

【図書館】(第38条)

- ・図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- ・図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室(学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。)、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

【附属施設】(第39条・第39条の2)

- | | | | |
|-----------------|----------------------------|----------------|-------------------|
| ・教員養成に関する学部又は学科 | 附属学校 | ・医学又は歯学に関する学部 | 附属病院 |
| ・農学に関する学部 | 農場 | ・林学に関する学科 | 演習林 |
| ・獣医学に関する学部又は学科 | 家畜病院 | ・畜産学に関する学部又は学科 | 飼育場又は牧場 |
| ・水産学又は商船に関する学部 | 練習船 (共同利用による場合を含む。) | | |
| ・水産増殖に関する学科 | 養殖施設 | ・薬学に関する学部又は学科 | 薬用植物園(薬草園) |
| ・体育に関する学部又は学科 | 体育館 | | |
- このほか、
- ・工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置く。
 - ・薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

設備について

【図書等の資料】(第38条)

学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

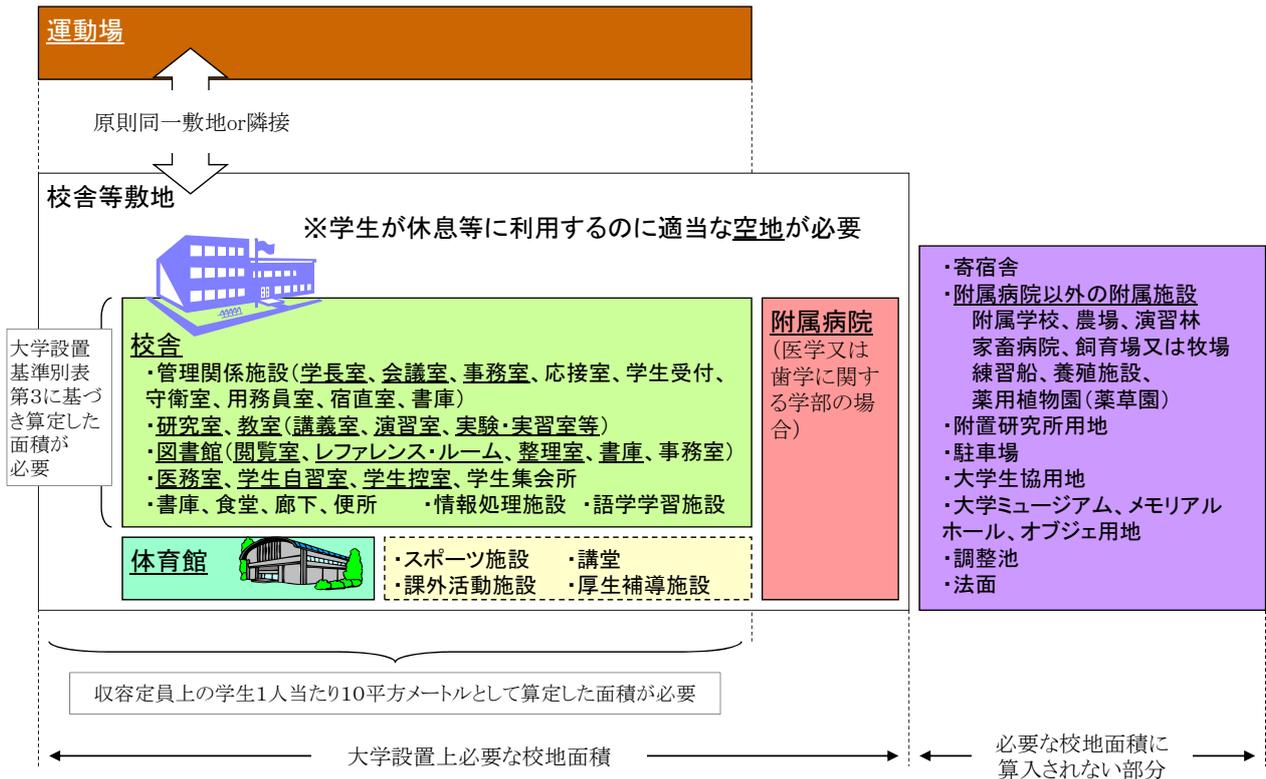
図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

【機械・器具等】(第40条)

学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

大学設置基準上のキャンパスの考え方(イメージ)

※下線を引いた施設は、必置ないし原則設置



キャンパス等に関する主な規定の近年の変遷(1)

敷地について

【校舎等敷地】

～平成3年以前～

校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

～現在～

(同上)

【運動場】

～平成3年以前～

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

～現在～

(同上)

> 大学設置審査基準要項細則

- ・校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。
- ・一般教養的教育と専門教育とを別地で実施する場合は、教育研究上差し支えない限り、相互間の距離は、片道1時間以上でもよい。

なお、この場合、運動場は一般教養的教育が行われる地と同一団地にあることが望ましい。仮に運動場が別地の場合には、運動場と一般教養的教育の校舎敷地との距離は通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、一般教養的教育と専門教育の校舎敷地の合計が基準面積の2分の1以上なければならない。

平成15年廃止

キャンパス等に関する主な規定の近年の変遷(2)

【面積基準】

～平成3年以前～

校地及び校舎の面積については別に定める。

※附則

大学における校地の面積は、別に定められるまでの間、医学又は歯学の学部以外の学部に係る校舎の面積の6倍以上の面積と医学又は歯学の学部に係る校舎の面積の3倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、2分の1の範囲内でこの面積の一部を減ずることができる。

～平成10年～

大学における校地の面積は、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の3倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の3倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。

～平成15年～

廃止

(新設)

大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。 ※校舎面積基準は別途規定。

> 大学設置審査基準要項

- ・校地について、原則として基準面積の2分の1以上が自己所有であること。

廃止

キャンパス等に関する主な規定の近年の変遷(3)

施設について

【校舎等施設】

～平成3年以前～

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

- ・学長室、会議室、事務室
 - ・研究室
 - ・教室
 - ・図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- このほか、なるべく講堂、体育館、寄宿舎を備える。

～平成3年～

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

- ・学長室、会議室、事務室
 - ・研究室
 - ・教室
 - ・図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- このほか、

・校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

・校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

> 大学設置審査基準要項

- ・大学、短期大学には、原則として体育館が備えられていること。ただし、体育館以外のスポーツ施設の整備状況等を勘案して、体育館を備えないことを認めることができる。

平成15年廃止

～平成15年～

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。(以下、同上)

～平成19年～

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。(以下、同上)

～現在～

(同上)

キャンパス等に関する主な規定の近年の変遷(4)

【図書館】

～平成3年以前～

- ・図書館の閲覧室には、収容定員の100分の5以上の座席を備えるものとする。

～平成3年～

・図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

・図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室(学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。)、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

> 大学設置審査基準要項細則

- ・閲覧室については、収容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい。
- ・視聴覚資料・マイクロ資料等の整備、学術情報システムの整備、大学間の相互協力、図書館専任職員の職種及び規模に応じた配置数並びに閲覧室、書庫等の規模については当面は個別具体的に審査する。また、今後は、判断の目安を設ける方向で検討する。

平成15年廃止

～平成15年～

～現在～

(同上)

【附属施設】

※平成16年に薬学実務実習施設の規定を新設した以外は大きな変更なし。

キャンパス等に関する主な規定の近年の変遷(5)

設備について

【図書等の資料】

～平成3年以前～

- ・授業科目の種類に応じ、次の各号に掲げる冊数及び種類数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む)を系統的に整理して備えるものとする。
 - 一般教養科目に関する図書;人文、社会及び自然の各分野についてそれぞれ800冊以上、合計3000冊以上
 - 外国語科目に関する図書;一外国語について1000冊以上(ただし特別の外国語について例外あり)
 - 保健体育科目に関する図書;300冊以上
 - 専門教育科目に関する図書及び学術雑誌;(学部の種類に応じて規定)

～平成3年～

- ・学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- ・図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

> 大学設置審査基準要項細則

- ・図書、図書館を整備するに当たって参考となる数量的な目安は設けない。
- ・図書等について高校以下の学校との共用は認めない。

～平成15年～

平成15年廃止

～現在～

(同上)

【機械・器具等】

※近年大きな変更なし。

大学が複数キャンパスに跨る場合のキャンパスの考え方(1)

(大学設置基準第40条の2)

大学は、2以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

上記の通り、大学が複数キャンパスに跨る場合に各キャンパスにおいて必要な施設・設備が何かは規定上は十分明らかでないが、必置施設等について、運用上、原則は以下の通りとしている。

※校地や校舎等敷地の面積基準は、複数キャンパスの合計値を元に判断

キャンパス間が近い場合

Aキャンパス

運動場

校舎等敷地

※空地が必要

校舎

- ・学長室
- ・会議室
- ・事務室
- ・研究室
- ・教室
- ・図書館
- ・医務室
- ・学生自習室
- ・学生控室

体育館

- ・スポーツ施設
- ・講堂
- ・課外活動施設
- ・厚生補導施設

Bキャンパス

運動場

校舎等敷地

※空地が必要

校舎

- ・学長室
- ・会議室
- ・事務室
- ・研究室
- ・教室
- ・図書館
- ・医務室
- ・学生自習室
- ・学生控室

体育館

- ・スポーツ施設
- ・講堂
- ・課外活動施設
- ・厚生補導施設

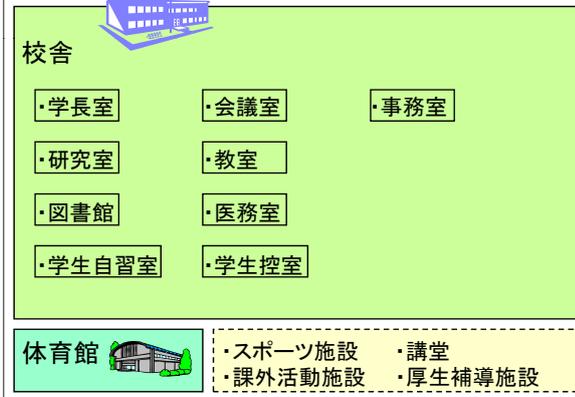
大学が複数キャンパスに跨る場合のキャンパスの考え方(2)

キャンパス間が遠い場合

Aキャンパス

運動場

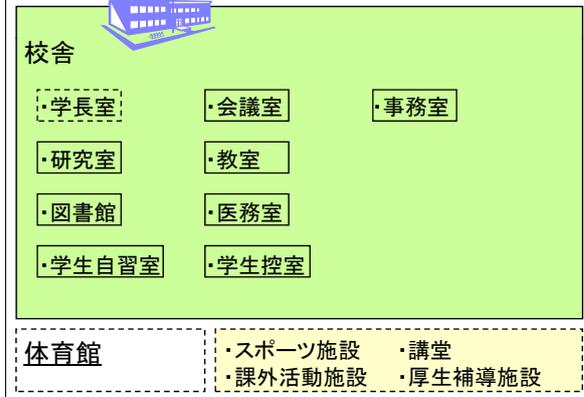
校舎等敷地 ※空地が必要



Bキャンパス

運動場

校舎等敷地 ※空地が必要



(留意点)

- ・各キャンパスごとに取得できる単位について上限はない(124単位すべてを1キャンパスのみで揃えることが可能)。
- ・このほか、主に社会人を対象に授業の一部を行うサテライトキャンパスが存在。
サテライトキャンパスは「校舎及び附属施設以外の場所(大学設置基準第25条第4項)」であり、「教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること」が条件(平成15年文部科学省告示第43号第4号)

通信教育学部を有する大学のキャンパスの考え方

- ※通信教育学部とは、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(講義・演習等)、メディアを利用して行う授業のいずれか、又はこれらを併用して授業を行う学部のこと。
- ※卒業に必要な124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得することが必要。

(大学通信教育設置基準第11条)

- ・通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障がない場合には、運動場を設けないことができる。
- ・通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。
→通信教育学部に係る校地面積は、当該学部の収容定員上の学生1人当たり10平方メートル以上でなくても可

通信教育学部のみを置く大学の場合

運動場
(教育に支障がない場合は設置しなくても可)

校舎等敷地 ※空地が必要

大学通信教育教育設置基準別表第2に基づき算定した面積が必要



収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積以下でも可

通信教育学部以外の学部も置く大学の場合

運動場

校舎等敷地 ※空地が必要

大学設置基準別表第3+大学通信教育設置基準別表第2に基づき算定した面積が必要



収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積以下でも可

大学院のキャンパスの考え方(独立大学院を含む)

大学院のキャンパスに関する規定

【敷地・施設・設備の学部との共用】(大学院設置基準第22条)

大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

【校舎等施設】(第19条)

大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

【図書等の資料】(第21条)

大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

【機械、器具等】(第20条)

大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。



大学院における施設・設備については、規定上は研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)のみ必置となっているが、学部の敷地・施設・設備を活用した教育研究活動を行うことが想定されている。

独立大学院に関する規定

【校舎等施設】(大学院設置基準第24条第1項)

独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。



学部を基礎とする大学院同様、研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)が必置であり、その他、大学設置基準第51条の反対解釈として、第36条第1項の施設(管理関係施設、図書館、医務室、学生自習室・控室等)は必要。それ以外の施設(体育館等)については教育研究上の必要に応じて置くこととしている。校地・運動場に関する規定は適用除外されている。